

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和6年3月28日

埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の策定

県では、令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定しました。

また、計画策定に当たり実施した県民コメントの結果について公表します。

1 計画の概要

(1) 計画の目標

困難な問題を抱える女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現

(2) 計画の期間

令和6年度から令和8年度まで(3年間)

(3) 計画の基本目標

- I 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援
- II 困難な問題を抱える女性への支援体制の充実

2 県民コメントの結果

(1) 意見の募集期間

令和5年10月17日(火曜日)～11月15日(水曜日)

(2) 意見の件数及び提出者数

188件(18人・10団体)

(3) 意見の反映状況

- ・意見を反映し、案を修正したもの 38件
- ・既に案で対応済みのもの 2件

- ・案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの 89件
- ・意見を反映できなかったもの 59件

3 「埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」及び県民コメント

結果の入手方法

埼玉県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/jyoseishien/shienplan.html>

4 問い合わせ先

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課DV対策担当

TEL 048-830-2925（直通）

E-mail: a2250-03@pref.saitama.lg.jp

（注）令和6年4月1日から「困難女性支援担当」となります。

TEL及びE-mailに変更はありません。